

資料編

用語集

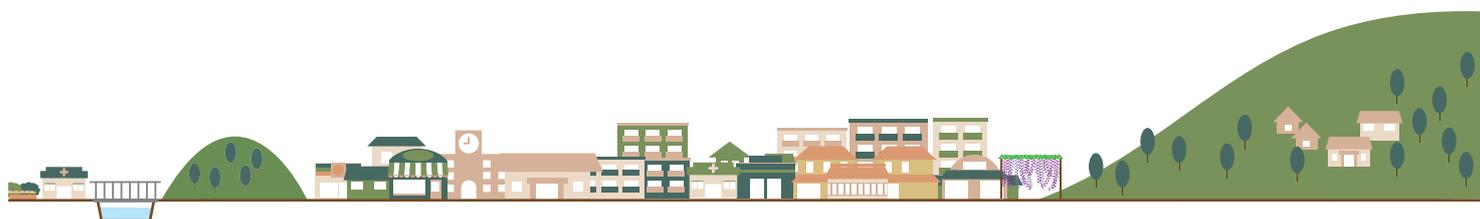
用語集

◆あ行		
空き家バンク	・空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方に紹介する制度。	P155
インセンティブ	・人の意欲を引き出すために外部から与える刺激。	P2
◆か行		
関係人口	・移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。	P57
既存コミュニティ	・以前から存在する社会における生活共同体。住んでいる地域や学校、職場、あるいは思想、価値観や趣味、利害関係など、共有する要素のもとに集まる人間のグループ。	P74
既存ストック	・市街地において、これまでに整備された道路・公園・下水道等のインフラ施設、または学校・病院・住宅・商業施設・工業施設等の建築物等。	P74
救急指定病院	・消防法2条9項により1964年の「救急病院等を定める省令(昭和39年2月20日厚生省令第8号)」に基づき、都道府県知事が告示し指定する病院。救急告示病院ともいう。	P31
共助	・地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。	P74
行政コスト	・国・地方公共団体・特殊法人などの行政機関が行政サービスを提供するために消費した費用。	P1
黒木地区町並み保存協議会	・保存地区内の修理・修景事業の円滑な推進を図る諸活動(講演会、先進地視察)を行う団体。	P7
交通結節点	・人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所、複数の交通モード間の不連続点のこと。ハブとも呼ばれる。	P87
コミュニティ交通	・公共交通不便地域の解消などの目的で、自治体や地域が関与して運行する交通機関。	P94
コンパクト化	・移住や医療・福祉、商業などの都市の生活を支える機能を一定範囲に集めること。	P2
コンパクト・プラス・ネットワーク	・都市機能の集約等を進めるコンパクトシティとインフラネットワークの構築による都市再整備を組み合わせたもの。	P1
◆さ行		
自然的土地利用	・田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたものを指す。	P15
自助	・災害が発生したときに、自分自身の身の安全を守ること。	P74
社会減	・転出者が転入者を上回ることによって生じる人口の減少。	P21

借地権	・建物の所有を目的として、地代を払うことで地主から土地を借りて使用する権利	P158
集約型都市構造	・市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能などを集積させる都市構造。	P91
浚渫（しゅんせつ）	・水底をさらって土砂などを取り除くこと。	P150
重要伝統的建造物群保存地区	・文化財保護法に規定され、伝統的建造物群と一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために、市町村が定める地区。 ・略語として「伝建地区」と表記する場合もある。	P7
商業販売額	・「卸売業」と「小売業」を合わせた販売額のこと。	P29
準都市計画区域	・都市計画区域外の区域において、市街化が進行すると見込まれる場合に、土地利用を規制するために設ける区域。	P17
常備・非常備消防	・常備消防とは消防本部及び消防署、非常備消防とは消防団のこと。	P147
スポンジ化	・都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。	P90
◆た行		
多核連携型	・広域的な拠点機能や都市機能を交通網に合わせて配置し、周辺市町村、また近隣市町村相互が補完・連携を強化すること。	P78
第1次産業／第2次産業／第3次産業	・第1次産業は、自然界に対してはたらきかけ、作物を作ったり、採取する産業で、農業、林業、漁業など。第2次産業は、自然界からとったりした物を使って加工する産業で、工業や建設業、鉱業。第3次産業は、第1次産業、第2次産業のどちらにも当てはまらない産業で商業、金融業、運輸業、情報通信業、サービス業など。	P27
地域コミュニティ	・地域住民相互が関わり合い、交流が行われている地域社会。	P11
地価公示	・地価公示法に基づき、国土交通省による土地鑑定委員会が毎年1回、1月1日時点における標準地の1㎡あたりの地価を公表すること。	P50
筑後ネットワーク田園都市圏	・筑後地域の特性を活かしながら、人口の集中により都市機能が集積した都市ではなく、自然に囲まれたゆとりのある田園都市空間の形成を目指す構想。	P73
地上権	・住宅や橋、トンネル、井戸などの建築物などを所有するために、他人の土地を使う権利。	P158
中心市街地	・商業や居住、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、地域の文化と歴史を育んできた地域のこと。	P12
賃借権	・賃貸借契約に基づき、賃借人が契約の目的物を使用・収益する権利。	P158
低未利用地	・適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡って、利用されていない空間、もしくは、周辺地域の土地利用状況に比べて、利用の程度が低い空間。	P83
都市機能	・都市において生活を営むうえで必要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などのほか、「自然機能」や「農業機能」も都市機能に含む。	P1

都市計画運用指針	・都市計画制度の運用に当たっての基本的な考え方や都市計画制度、手続きの運用のあり方、個別政策課題への対応について、国が地方公共団体に対して示した指針。	P4
都市計画区域マスタープラン	・都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針。	P2
都市計画道路	・都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。	P75
都市計画法	・都市の健全な発展等を目的とする法律。	P2
都市計画マスタープラン	・都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村が都市づくりの目標やそれらを実現していくための取組を定める基本的な方針。	P2
都市再生特別措置法	・急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化および都市の居住環境の向上をはかるために制定された法律。	P1
都市的土地利用	・都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。	P15
都道府県地価	・国土利用計画法による土地取引の規制を適正に実施するため、国土利用計画法施行令第9条にもとづき、都道府県知事が毎年9月下旬に公表する土地評価。	P50
土地利用規制	・土地所有者の利用の自由に対する制限。	P94
◆な行		
農業振興地域	・市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。	P110
◆は行		
廃藩置県	・明治政府がそれまでの藩を廃止して地方統治を中央管下の府と県に一元化した行政改革。	P5
ハザードマップ	・自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。	P144
パーク＆ライド	・自宅から最寄り駅またはバス停まで自家用車等で行き、そこから、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して目的地まで向かう移動方式。	P45
非線引き区域	・都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度を適用していない区域。	P1
文化財保護法	・文化財の保存・活用と、国民の文化的向上を目的とする法律。	P94
◆ま行		
マルシェ	・フランス語で「市場」という意味。朝市も含まれる。	P157

◆や行		
八女市公共施設等総合管理計画	・厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることをふまえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新や統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画。	P49
八女市文化的景観計画	・八女市の景観をいかした地域の活性化を第一に、景観を支える環境の保全や地域文化の継承に取り組み、景観を守り育む人々が誇りと愛着をもって定住する伝統と躍動の文化都市の実現を目的とする計画。	P76
用途地域	・将来目指すべき市街地の姿の実現に向け、地域の土地利用の現状と動向、道路等の公共施設の整備状況、住環境への影響等を総合的に勘案し、建築物の用途、形態等を制限する地域のことで、現在13種類に分類されている。	P3
要配慮者利用施設	・社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設	P124
予約型乗合タクシー	・予約があったときに、予約があった区間だけを運行し、複数の利用者が乗り合いで利用するタクシーのこと。	P44
◆ら行		
リノベーション	・既存の住宅を住む人のライフスタイルや好みに合わせて作り変え、新たな価値を与える改修のこと。	P157
◆アルファベット		
DID 地区	・市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km ² 以上の基本単位区が互いに隣接し、あわせて人口5,000人以上となる地区のこと。人口集中地区ともいう。	P87
U I ターン	・大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターン＝地方からどこか別の地域へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住むこと。Iターン＝生まれ育った地域（主に大都市）からどこか別の地方へ移り住むこと。	P155
PDCA サイクル	・Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。	P165



八女市立地適正化計画

発行：令和4年3月

編集：八女市

〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地

Tel. 0943-23-1111 (代) Fax. 0943-22-2186

<https://www.city.yame.fukuoka.jp>